

第十二号 十一月三日（長閑注記）

第七号達す過月本宿より一封を得たるに其主意全く前書と異なり私も殆ど当惑セリ去て此儀の出来するハ兼て期したる事なれハ私限りハ更に怪み不申只前書にて判然離縁ケ間敷世話をハ断ると云其次便に打て変た書面を送たる故少く驚入たるなり本宿の主意を解するにハ其書状を読に越たる事なけれハ封入て差上へし彼も其母君と尊父君に対し堪らるゝ丈は堪たるか比度母君の意を知たる上ハ最早溜り兼て別紙を作たるものと察す其情を掬は実に可憐ものゝ如し何卒得と彼情を呑込まれて此儀を取計はれだし柳宅命於波縁組の発端ハ露程も私の知所なら〔ねは〕す只本宿よりの書状にて其荒増を初て承知したる事なれハ彼是の判断ハ毛頭付難し去ながら今更誰彼の所業なり越度なりと云出てハ両家疎遠になるの基のミならし或ハ逝れし人の面目に抱るやも測られず愚案に依は此縁の越たるハ誰の越度と云事更にく唯当時の風俗所謂時勢の為たるものにて其時世に在てハ至極尤なる所置なり父君にも此儀にハ同意あらセらるへし扱時勢の為たるものハ時勢の變るに隨ひ是ともなり非ともなるハ亦自然の道理と存す昔日ハ一家親族尽く一所に住居し他郷に移住する抔とハ夢にも思はす既に終身一所に集居すれハ互に助け合ふと

欲するするハ亦当然の事にて此日途を達するにハ〔永く〕親の上にも親を重ね一家同然の如くするハ此上もなき上策なり且当時ハ士族中にハ世禄ありて先祖代々譲り来り此禄を失ふハ先祖に對しての不〔幸〕孝なれハ人々第一の務ハ永く先祖の家督相続を伝るにて其血統の者をして相続さするハ又一層勝れたる業なり左ハ妻を娶るにも養子をするにも親類中其人を撰をハ善とて其人柄ヤ夫婦中に付少々の差支ありても夫を顧るに暇あら〔す〕し先祖に対し家の為にハ易られぬ故少く不満足の事ありても堪忍するハ勝れたる所業なりしと思ふ摘んで云ハ当时に在てハ人より家か大なりしなり家の為にハ人の不都合を顧ざりし世の中と云へし右の条々を今日に較れハ世の変たる事甚た判然たり今世の中にハ親類とて必ず同地に住居セす一家ハ薩摩に行一家ハ北海道に移住しても人の怪まぬ時節なれハ親類と雖必助になら〔す〕し助度共自由に成らす詰り人々銘々の覚悟をし他人の助力を當にせぬ様に仕末を付ねはならぬなり然れハ親に親を重ねた辺〔彼ら〕余り益にも立す又世禄は既に過去の話となり先祖の賜も不遠消失んなれハ人々自分の力を以食宅を求めるは成らす自分に身上を起す日にハ家の為に自分の不都合を投棄る説に往す自分の為に成様にしてこそ家も立行自分か障なく働くこそ譲受たる家産も持自分の設たる家財も子孫に伝へし家の為のミを思ては却て家の不為と成る次第何ても今世の中ハ家より人ハ大切なり既に人ハ家より大切にて銘々其思ふ存分に働く出来ぬものなりさて其心に叶はて成らぬものト中肝仁なる

ハ婚姻なり此か心に叶ねは仕事に励み付す儘宜しからぬ道に踏入て一生快らぬ月日を送らねハ成らぬ次第家の為迎合の姻を切らてハ自分家も治らし随て家の不為となる右の道理を能呑込て宅命於波の一件を考ると何事なしに離縁をする方其身ノの為に成のミならし両家の為に却て好事と存す前に述たる如く此縁の初たる時世に照して見れハ更に故障なき縁組なれ共丸て世か変り如斯縁を善とする道理も隨て消失たり又兩人共初の程ハ年若にて物の善悪是非も弁さりセハ何事も善事と思居しに〔今に成て〕年増て後其善らぬ事を悟たれハ両人の誤とも云ハれぬなり本宿か否と思た事ハ遠ふの事なれ共今追延引したる訳ハ色々あれ共手短に云ヘハ家の為を思ひ過たるなり叔母君の言を聞迄ハ一向家の為を思て堪忍したれ共其後ハ最早家の為〔を〕と云ふ事も薄らき且時勢に取てハ辺も堪へき事ならぬハ遂に思切て私迄云込たるものと見受たり此追述たる愚案か誤らねハ縁組も離縁も共に時勢の為〔たる〕す業にて誰彼の過ちとも思ハれず爰を能考られ愈私の申所を尤と思召ハ總て時の為す所と諦らめられ強て誰彼の越度杯と仰セられぬ方可然仰セられてハ孰の越度にしても双方共迷惑する次第勿論私ハ誰にも過ちなき事と信す本宿も同説なるヘシ」掲右にて縁組も離縁も時勢のする所と云ふ事ハ判然なるヘしと察すれ共猶爰申述ねは成ぬ事なり此度の離縁ハ於波の不行状故に非す人柄の惡に非す然らば何故添はれぬかと云ヘハ人にハ性合と云ふものあり合ぬ性あり縦令人柄が好行状か善共短氣短氣とハ合ハす氣長の男に氣長の女ハ好配ならぬ類世間有触の事なり当國杯にてすら気性の合ぬから

夫婦中悪く遂に離縁となる例少なからず況んや日本の如く幼少より結納して初て物を弁る時婚嫁する地にハなくて叶ハぬ事なり俗に縁不縁と云ふも同しなるへし故に於波にも疵付す宅命にも汚名の付証なし」次に離縁を取計ふ方便に付ての愚案左の如し此儀ハ色々組入たる次第あれハ他人を経て仕末を付てハ却て両家疎遠の基を開両方共云ふ丈を云ハれす残多い念あるへし去からに父君登京あり親しく叔母君并宅命と腹中思ふ存分打明して語り合互の見込を示し又呑込て夫となしに離縁する方至極然へし誰にして此様な事をするを快と思ふ者無るへけれ共少しの不都合を気に掛却て双方の氣合を損するよりハ寧ろ睦しき面談を以て仕末を付を上策と存す此旨ハ宅命にも申送たれハ向方も存知居へし然し面談ハ却て不宜とならハ何事も相談統故双方承知之上他人を経ても可然私丈ハ直談を好とす第一直談なれハ諸事穩密に済み互の居合も能付事と考る」擗憫然なるものハ於波の心中なり平生ハ物に頓着せぬ女なれ共流石離縁之義に付てハ身をかこつならんと思ひハ不憫さ自づから落涙を禁し難し縁組も自分の云出したるに非す離縁も自分の過ちあるに由らす時勢の為す所と云ふ事ハ未タ知らぬならん故に能縁不縁則ち合性不合性の理を説明され決て深く〔心〕〔辛〕苦心するに及はぬ旨をハ幾重にも呑込まで示諭ありたし去ながら女の事故必ず深く心に掛てくるよ／＼歎くハ尤の事なれハ其悲歎を慰むる方なかるへからす東京見物も去る事ながら最早數月居事なれハ荒増見物もしたるならん左ながら西京大坂(ハマ)ハ程遠し故に中□(虫喰)を取り江の島鎌倉帰りにハ日光松島杯を見物させたなら其中にハ自づから憂

も少しハ晴るならん父君も久し振にて右等の名所を遊覧せられハ憂慮を省かるへし又の折も有へけれ共此案内で好場合なれハ於波の為のミにも是非／＼遊覧あられたし其入費込も左のミ掛り申間敷且今迄ハ私共の為に精々家事を勵まれ樂事込ハ一向為れぬ様に見得〔ね〕(抹消)れハ帰朝の上ハ幾重にも働き少く儲金の出来るや否や遊覧にてもさせ申度い願常に有之共帰朝も未タ間あり帰朝した近一二年の間ハ先余金の出来ぬものと極置ねハ成ぬ故速かに心願を遂兼へし左れハ私の為にも必ず此度ハ遊覧なされたし其入費の為に家計に障出来る次第に有間敷好しや少々ある共其分ハ私如何様にしても補へし〔てハなけれど共〕(余り程近き話)前便安心あるへしと申上今又離縁一件を述るハ心ならね共亦不得止次第なり

尊父君

武夫

(長閑注記)

「十二月十九日達シ

十二年一月廿日此方第一号ヲ以返事」